

# 第6分科会

## 問題提起

### 公的責任で権利としての社会保障を

#### 1 社会保障はいま

2024年は能登半島地震から始まりました。

地震による死者は災害関連死を含め299人、震災から半年が経った7月になっても一部でインフラの復旧が進まず、全半壊住宅の公費解体は4%しか進んでいません。

2000年以降に限っても、2003年十勝沖地震、2004年新潟中越地震、2011年東日本大震災、2016年熊本地震、2018年北海道胆振東部地震と、大きな被害があった地震が発生しましたが、過去の教訓がまったく活かされていないと云わざるを得ないほど、復旧の遅れは深刻です。半島で道路が少なく、迂回路がほとんどないという地理的要因もあるでしょうが、過疎地域の孤立は解消されず、特に被害が大きかった奥能登では、130事業所が廃業または廃業予定といわれています。

早期復興への支援を求める声とは裏腹に、財務省は財政制度等審議会で、人口減少を踏まえたインフラ整備の在り方と能登半島地震の復旧・復興の在り方として、「今後の社会資本整備は、将来世代にも受益が及ぶ事業に一層の重点化を図る」「能登半島地震の復興は、将来の需要減少や維持管理コストも念頭に、住民の意向を踏まえつつ、集約的なまちづくりやインフラ整備の在り方も含めて十分検討」と、人口減少地域の復興の集約化を打ちだしました。これには被災地のみならず、「復興にコスト削減を持ち込むなら、大阪万博の見直しが先だ」と、全国から怒りの声が上がっています。

深刻な人手不足と物価高の影響から、2024年1月から6月に倒産した介護事業者（老人福祉・介護事業）は81件（前年同期比50.0%増）で、最多件数を更新したと信用調査会社の調査で判明しました。業種別では訪問介護が40件（同42.8%増）と一番多く、デイサービスなど通所・短期入所が25件（同38.8%増）、有料老人ホームが9件（同125.0%増）と、いずれも上半期での最多を更新、倒産理由は業績不振が64件と約8割を占めています。この調査は、負債額1000万円以上の倒産を集計したもので、1000万円未満の倒産や自主的な廃業なども含めると、さらに深刻な数字になると思われます。

追い打ちをかけるように、2024年度の介護報酬改訂で訪問介護はマイナス改訂となっていて、さらなる経営悪化事業者の増加、事業者数の減少が危惧されます。

旧優生保護法をめぐる、障害などを理由に不妊手術を強制された人たちが国を訴えた裁判の判決で、最高裁は

「旧優生保護法は憲法違反」とする初めての判断を示し、「国は長期間にわたり障害がある人などを差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきた。責任は極めて重大」と指摘、国に賠償を命じる判決が確定しました。

この裁判で国が主張してきた、不法行為から20年が過ぎると賠償を求める権利がなくなる「除斥期間」については、「この裁判で、請求権が消滅したとして国が損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し容認できない」として認めませんでした。

政府は岸田首相が謝罪のコメントを出し、判決に基づく賠償を速やかに行うとしましたが、不妊施術を強要されたものの、すでに亡くなっている人や、さまざまな事情で声を上げられずにいる人も多くいるとみられ、係争中の訴訟の早期解決、全ての被害者を補償する新しい法律の早期成立が求められます。

#### 2 社会保障の担い手を育てるために

地方公共団体の行政改革に名を借りた公務労働者の削減は、民間活力の活用という名目で展開した施設管理や窓口業務の外部委託と、貧困と格差の拡大を背景とした公務員バッシングと相まって、全国で職員定数が大きく減り、さらに定数に占める非正規職員の割合が増えています。総務省の統計で、職員数がピークだった1994年と2023年を比較すると、一般行政職は2割減り、会計年度任用職員を加えた非正規公務員の割合は、市町村で40%を超えています。

なかでも福祉分野の職員は、直営施設の民営化で大きく減少し、福祉事務所等で生活保護や高齢・障害福祉を担う職員は、公的責任の矮小化とも云える制度改正によって、業務内容がケースワークからマネジメントにシフトされ、生存権や最低限度の生活保障を担うべく、社会保障の最前線で働いているという自覚が薄れている現状にあります。

また、日々の業務で見聞きした市民の生活を、政策に反映させていくことが求められるはずですが、施設の民営化や窓口委託により直接関わる機会が失われ、それが政策立案能力の低下にもつながっています。

国の社会保障政策が、自助優先で、公助の前に共助が原則とされる中、憲法を尊重し擁護する立場にある地方公務員として、「権利としての社会保障」を実現することは、方向性の異なる命題に取り組む困難さを内包する

ものです。

福祉を志す学生が、日本の社会保障や社会福祉を真剣に学ぶほど、その矛盾に直面し、この国の福祉に絶望し、福祉から遠ざかるという現実もあるといいます。権利としての社会保障を実現することと、公務労働として社会保障の担い手を育てることに、並行して取り組む必要があるのではないのでしょうか。

### 3 権利としての社会保障を取り戻すために

社会保障は権利であり、誰もが「ひとりの国民」として、憲法が保障するすべての権利を等しく享受することは、何人にも制限されるものでもありません。「雨が降ったら傘を差すように、自分のもつ権利で自分を守る」

ことの当たり前さが、社会保障制度改革による「自助・共助・公助」という国の基本方針によって、蔑ろにされています。そうした国の姿勢が「自己責任論」として植え付けられていて、国による重大な人権侵害と云っても過言ではないでしょう。

基本方針を変えるための国民的運動の展開も必要ですが、自治体の裁量や独自施策で改善できることもあります。各地での運動や取り組みを共有し、好事例を拡げることと合わせ、社会保障の担い手を増やし育てよう、働きかけることも必要です。

社会保障が市民生活に根付くための取り組みを、ともに考え、実践につなげましょう。